

愛知県認知症施策推進会議開催要領

(目的)

第1条 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、各市町村における認知症施策の円滑な実施を促進するとともに認知症地域支援体制の構築等を支援することを目的に、愛知県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(協議内容)

第2条 推進会議は次の事項について協議する。

- (1) 普及啓発・本人発信支援に関すること。
- (2) 予防に関すること。
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援に関すること。
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・災害時等における支援に関すること。
- (5) 研究開発に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に定める委員で構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 推進会議は福祉局長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は愛知県福祉局高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成23年7月25日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年7月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月30日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月4日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月16日から施行する。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和８年６月１０日から施行する。

別 表

愛知県認知症施策推進会議委員名簿

令和8年度（敬称略）

区分	所属	職名	氏名
有識者	国立長寿医療研究センター	理事長特任補佐	わしみ 幸彦 鷲見
	名古屋大学大学院 医療系研究科地域在宅医療学・老年科学	教授	うめがき 宏行 梅垣
関係団体	認知症の人と家族の会	愛知県支部代表	おのうち なおみ 尾之内 直美
	愛知県医師会	理 事	まつうら せいじ 松浦 誠司
	愛知県社会福祉士会 高齢者・障害者虐待対応委員会	委員長	つかもと としひろ 塚本 鋭裕
	愛知県認知症グループホーム 連絡協議会	会 長	やまもと ゆかり 山本
	愛知県弁護士会	弁護士	あいかわ ごろう 相川 悟郎
	愛知県社会福祉協議会	地域福祉部長	いいお しげお 飯尾 成生
専門機関	岡崎市民病院	認知症疾患医療センター センター長	ますだ みちひと 栴田 道人
	社会福祉法人仁至会 （認知症介護研究・研修大府 センター）	理事長	か ち てるひこ 加知 輝彦
	あいち健康の森 健康科学総合センター	健康開発部長	ひらかわ よしひさ 平川 仁尚
本人			まつうら いくこ 松浦 育子
行政 (市町村)	名古屋市健康福祉局 高齢福祉部高齢福祉課	課 長	いしはら さとし 石原 聡
	清須市健康福祉部 高齢福祉課	課 長	いしだ よしこ 石田 嘉子
	飛島村民生部福祉課	課 長	かとう えつひさ 加藤 悦久
行政 (県)	愛知県警察本部生活安全部 人身安全対策課	課長補佐	にしの あつし 西野 篤史
	愛知県保健所長会	瀬戸保健所長	わたなべ ひでと 渡邊 秀人